

令和4年度  
農地等の利用の最適化  
の推進に関する意見書

令和4年11月

一関市農業委員会

令和2年1月に日本で新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されてから2年以上が経過しました。この間、全国に広がった感染症拡大の影響は、国民一人ひとりが外出やイベントへの参加を自粛する等、これまで経験したことのない「非日常的な暮らし」を強いられてきたところです。

令和4年度もオミクロン株による流行の第7波が押し寄せ、7～8月にかけては新規陽性者が急増し、社会・経済活動の停滞が依然続いており、外食向けの農畜産物の消費減退に伴う収入減少を招くなど農家経済にも影響が及んでいます。

また、ロシア軍のウクライナ侵攻は、世界的な社会・経済に混乱をもたらし、小麦等の輸入食品や肥料等の生産資材、石油・ガス等のエネルギー資源の不足と価格高騰を引き起こしています。

さらに、農業・農村においては、米価の低迷や担い手の減少・高齢化による農業労働力の不足、遊休農地の増加などにより、農業生産基盤のぜい弱化が急速に進行しており、農村コミュニティの衰退が懸念されています。

このような中、国では、農地の集約化と人の確保・育成・農地保全による荒廃防止などを旨とする「人・農地関連法」が5月に参議院本会議で可決・成立し、市町村は地域農業の将来の在り方について協議の場を設け、目標地図を含めた地域計画を策定することになり、その中で、農業委員会は新たな役割として、農業の担い手毎に利用する農用地などを定めた目標地図の素案づくりを担うことになったところです。

こうした状況を踏まえて、一関市農業委員会は、これからも農地の有効利用及び優良農地の確保に努めるとともに、意欲ある担い手が持続的かつ安定的な農業を営めるよう関係機関・団体と手を携えて農地利用の最適化の推進に取り組んでまいります。

つきましては、農業・農村が抱える課題解決に向けて、今後の農業施策に反映していただきますよう農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和4年11月24日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市農業委員会  
会長 石川 誠司

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 農業者の高齢化が進む中、担い手への農地の集積・集約化は遊休農地の発生防止にも直接関連する緊急の課題である。しかし、農地の利用については担い手である経営体の判断に委ねられている事項であることから、行政やJA等関係機関を交え、地域の中でしっかり協議し、ビジョンを共有し担い手を支援すること。
- (2) 担い手・新規就農者にとって、設備投資に莫大な費用が掛かることが課題である。長期間の営農継続が可能な意欲ある農家に対し、農業設備や農業機械等のリースの補助制度を創設すること。併せて、担い手が省力化により規模拡大を図るため、ドローンの活用やロボットによる草刈り、GPSによる農業機械の自動運転補助等スマート農業の実践に取り組めるよう支援を検討すること。
- (3) 人・農地プランにおける大規模な担い手の中心経営体に加え、中小規模の経営体や半農半X、家族経営も地域を支える多様な担い手として位置付け、小規模経営にも目を向け持続可能な農地利用を支える仕組みを強化すること。
- (4) 肥料、飼料、燃料等農業資材が高騰する中、農産物価格の低迷や水田活用直接支払交付金の見直しなど、農業者が経営に意欲を持ってない状況が続いていることから担い手への施策の重点化を図ること。

## 2 基盤整備事業の促進について

- (1) 中山間地域の農地の多くは、湿田や農道の未整備等条件の悪い農地が多く、所有者の維持管理の負担が大きく、新たに引き受ける担い手も少ないため、今後、ますます遊休農地化が進むことが考えられることから、速やかに基盤整備事業や農道整備の推進を図ること。
- (2) 基盤整備事業について、当初計画より大幅な工事の遅延や資材の高騰、工法の変更など、農家負担額が当初より大幅な増額となるなどの事業計画の変更が求められている。このような状況が続くことで、今後、基盤整備事業への参加農家が減少し、特に中山間地域の農業の衰退に拍車がかかる恐れがあることから、工期の短縮化及び財政支援を図ること。

### 3 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 担い手の高齢化や後継者不足による農業の労働力不足が顕在化し、耕作放棄地が増加している。現在、全国の10の自治体では職員の副業基準に農業を明記し、公務員が農業を支援できるようになった。市でも職員の副業基準を設け、繁忙期に市職員が積極的に農家の手伝いや多面的機能支払制度の共同草刈りなどに参加できるよう取り組むこと。
- (2) 遊休農地の発生を防止するためには、地域農業の在り方を地域で話し合い、所有者自らの対応が困難な場合は、地域ぐるみの活動、いわゆる多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、発生防止や再生への取り組みを行う必要があることから、交付金事務の簡素化を図るとともに、交付金制度の継続を国に働きかけること。

### 4 新規就農・参入の促進について

- (1) 全国農業会議所が公募した経営継承・発展等支援事業（国と市町村が半額ずつ補助）が7月で締め切られた。親子、第三者問わず、地域の担い手から経営を継承し経営発展に関する計画を策定し取組を行う後継者に対し100万円を補助するものであり、後継者不足の一助となったものとする。今後も継続するよう国に働きかけ、継続的に後継者への支援を行うこと。
- (2) 新規就農者の初期投資リスクの負担軽減を図るため、農業機械やハウス等を行政及びJAが協力して5年を目途に新規就農者用のリース事業を実施し、経営安定と自立の支援を促すこと。
- (3) 農業系高校生に対し、先進的な農業経営者からの出前授業や若手農業者との交流会、セミナーの開催等により、若者に職業としての農業の魅力を伝えるなど就農率を上げる取り組みを行うこと。また、新規就農を条件に農学部生・農業大学校生を対象とした市の奨学金制度の創設を検討すること。
- (4) 新規就農・参入者の増加を図るため、若者だけでなく、50歳代以上の就農希望者にも実践教育と助成金による支援を行うよう国に働きかけるとともに、市独自の支援を行うこと。

## 5 有害鳥獣による農作物被害対策について

- (1) 有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、狩猟免許取得費の補助、火薬散弾・罠等購入費の補助、電気柵・バラ線等購入費の補助を拡充すること。特に、電気柵の台数及び補助率の拡充を検討すること。
- (2) 近年、天然記念物のカモシカによる農作物の被害が多発している。電気柵等の農作物を守る対策と併せて、一定頭数の駆除も必要なことから、生息数の把握や被害状況調査を行い、頭数の間引きを国に陳情すること。
- (3) 鳥獣被害が年々増加しており、防止するためには里山と農地の境界線の管理が重要である。また、侵入防止柵の設置については、専門的な知見を有するアドバイザーの協力と指導を得ながら現地調査や説明会を開催すること。

## 6 水田活用直接支払交付金の見直しについて

政府が打ち出した交付金の見直しは、農家の実情を無視した対策であり、農業経営意欲を衰退させ、今後、農地の遊休農地化、荒廃や耕作放棄につながりかねない。国・県に対し、令和8年度まで撤回するよう働きかけるとともに、市として魅力ある農業の確立を進めること。

## 7 みどりの食料システム戦略について

国は、みどりの食料システム戦略に関連し、地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ事業」で令和7年までに100市町村を創出することとしており、6月には取り組む予定の51市町村が公表されている。市内には、一関地方有機農業推進協議会、一関自然農法なのはな普及会や自然食品店もあることから、市として実施計画をまとめ、県内最初のオーガニックビレッジ宣言を行い、全国にアピールするとともに、市民に対し有機農業の理解を深める活動につなげること。

## 8 その他支援策について

- (1) 収束しない新型コロナウイルス感染拡大やロシア軍によるウクライナ侵攻の長期化等による世界的なインフレは、消費者に大きな負担をもたらし、農業を始め全ての生産活動の低下が懸念されている。個人・法人を問わず、農業の経営状況は厳しさを増していることから、国・県・市等行政とJA等関係機関が連携し、地域農業と意欲ある生産者をしっかり支援すること。
- (2) 近年、大雨等による自然災害が発生しており、所有者負担でのため池や用水路の維持管理が追い付かない状況にある。ため池や用水路の維持管理を適切に行い、長寿命化することで災害の被害を最小限にとどめることができ、さらには将来にわたり農業者の生活保障と安定した施設として維持することができる。そこで、市として、個人や共同で所有しているため池や用水路の維持管理・長寿命化及び安全対策にかかる経費について、補助制度の創設を検討すること。